



2026年8月26日

各位

株式会社 HODL1
代表取締役 CEO 田原 弘貴
(証券コード: 2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 取締役 CFO 竹中 大介
電話番号 03-6427-7380 (代表)

代表取締役及び取締役からの暗号資産融資枠コミットメントライン契約の締結に関するお知らせ

当社は、2026年8月26日開催の取締役会において、当社代表取締役 CEO 田原弘貴及び当社取締役 CSO 田中遼（以下「貸主ら」といいます。）との間で、暗号資産建てによる融資枠（以下「本コミットメントライン」といいます。）を設定するための暗号資産消費貸借合意書（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 本契約締結の目的及び背景

当社は、2026年2月に社名を株式会社 HODL1へ変更し、イーサリアムをデジタル準備資産として長期保有・運用する HODL 事業及びイーサリアムエコシステムに資する事業を推進する BUIDL 事業の二輪を軸とした経営再建及び事業転換に注力しております。

一方、過年度の旧経営陣による会社資産流出事象及びそれに伴う主要子会社の喪失等の影響により、当社の財務基盤は毀損し、現在、当社の財務諸表等には継続企業の前提に関する重要な疑義の注記が付されております。当社はこの状況を重く受け止め、運転資金の確保と事業継続性に対する市場の懸念の解消に取り組んでおります。

当社は現在、財務基盤の強化及び成長資金の確保に向けた資本政策を検討・準備しております。本契約はこれら取組みの一環であり、経営陣自らが事業継続に対する強いコミットメントを示すものとして、締結を決定いたしました。

本契約は、貸主らの個人資産から、無担保・無保証にて、市場流動性の高い暗号資産であるビットコイン及びイーサリアムによる融資枠を当社に対して提供するものです。本契約の締結により、借入暗号資産は、市場流動性の高い BTC 及び ETH であり、原則として借入実行日に国内登録暗号資産交換業者を通じて円転する運用を予定しております。そのため、運転資金が必要な場合には短期間で運転資金へ転換できる体制を構築するものです。当体制の構築は当社の事業継続性に対する市場の懸念を緩和するものと考えております。

2 本契約の概要

本契約は、金銭の消費貸借ではなく、民法第 587 条に基づく消費貸借契約の性質を持つ合意であり、その内容は以下のとおりです。

項目	内容
契約締結日	2026 年 8 月 26 日（水）
コミットメント期間	2026 年 8 月 26 日から 2027 年 8 月 25 日まで（1 年間）
貸付人	田原 弘貴（当社代表取締役 CEO） 田中 遼（当社取締役 CSO）
対象暗号資産	ビットコイン（BTC）及びイーサリアム（ETH）
融資極度額	(1) 田原 弘貴：5BTC 及び 100ETH（円換算額 1 億 146 万 3,722 円相当） (2) 田中 遼：2BTC（円換算額 2502 万 2,710 円相当） ※円換算額は、2026 年 8 月 25 日の CoinMarketCap 公表の JPY 価格終値を基礎として参考表示したものであり、契約上の融資極度額は BTC 及び ETH の数量により定めています。
適用金利	BTC 年 2.0%、ETH 年 3.0%（年 365 日の日割計算） ※対象暗号資産の数量ベースで計算。
担保・保証	無担保・無保証
返済期限	各融資の実行日から 1 年以内で、別途合意する日（期日前返済可能）
返済方法	原則として、同種・同量の暗号資産の現物返済。利息も対象暗号資産の現物で支払う。

3 利益相反取引に関するガバナンス措置

本契約は、当社の取締役である田原弘貴及び田中遼が当事者となる消費貸借契約であるため、会社法第 356 条第 1 項第 2 号及び第 365 条第 1 項に定める利益相反取引（取締役の自己取引等）に該当いたします。

当社は、意思決定の透明性及び客観性を確保するため、以下の措置を講じております。

（1）特別利害関係取締役の除外

本契約の承認に関する取締役会決議において、貸主当事者である田原弘貴及び田中遼の 2 名は「特別利害関係取締役」に該当するため、取締役会における審議及び議決権行使から除外されております。

（2）貸主以外の役員による会社代表（署名代理権）

自己取引及び双方代理の懸念を回避するため、本契約の署名権者を、貸主ではない取締役 CFO の竹中 大介に委任しております。

（３）監査等委員会による事前審査及び相当性の意見入手

当社の監査等委員会は、2026 年 8 月 26 日開催の監査等委員会において本契約に関する審査を行い、当社にとって公正な取引条件であり一般株主の共同の利益を害するものではない旨の事前承認決議を全会一致で行い、同日付で取締役会に対して意見書を提出しております。審査における主な判断事項は以下のとおりです。

- ・ 契約締結の必要性：当社の運転資金確保及び事業継続性に対する市場懸念の緩和に資するものと認められること

- ・ 契約条件の相当性：利率、コミットメントフィーの不徴収、無担保・無保証等の条件を総合的に勘案し、当社にとって合理的かつ有利な条件であること

- ・ 利益相反管理体制：特別利害関係取締役の除外、署名権限の分離、運用統制等の措置により透明性が確保されていること

- ・ 一般株主の利益：経営陣による会社への資金提供義務を伴い、会社の財務基盤の安定化を優先する契約であり、一般株主の共同の利益に資すること

なお、監査等委員会は、契約締結後も運用状況及び利益相反管理の実効性について継続的に監督する旨を表明しております。

４ 今後の見通し及び業績に与える影響

本契約は、当社が将来の必要に応じて暗号資産の引出（融資実行）を行う「権利（枠）」を設定するものであり、本契約の締結自体が当期の連結業績に直接与える影響は軽微であります。

実際に本コミットメントラインからの引出が実行された場合及びそれに伴い対象暗号資産を日本円に換金した際に生じる評価損益等の会計処理については、その都度、監査法人及び顧問税理士と適正な会計処理を確認の上、必要に応じて速やかに適時開示を実施いたします。

以上